



第16号様式（第2条関係）

事業変更届

国部整道調整第25号
令和3年9月1日

浜松市長 鈴木 康友 殿

住所 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

氏名 国土交通省 中部地方整備局長 堀田 治
(公印省略)

事業内容の変更を行いますので、浜松市環境影響評価条例第48条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業又は対象事業の名称	一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）		
事業又は対象事業の種類	道路の建設（高規格幹線道路の新設の事業）		
事業又は対象事業の規模	道路延長：約14.0km		
事業を実施しようとする区域又は対象事業実施区域	起点：浜松市天竜区水窪町 終点：浜松市天竜区佐久間町		
変更内容	（変更事項）	（変更前）	（変更後）
	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
変更の理由	別紙のとおり		

※ 変更内容は、変更しようとする事項のみ記載すること。

※ 事業の内容を変更しようとする場合にあっては、当該変更によって生じる環境影響の程度も記載すること。

■事業変更について、変更前と変更後の内容、変更理由は次のとおりである。

変更前

第1章 対象事業の概要

1. 対象事業者の氏名及び住所

氏名：国土交通省 中部地方整備局長 勢田 昌功
住所：愛知県 名古屋市中区 三の丸2丁目5番1号

2. 対象事業の名称

一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

3. 対象事業の目的及び内容

(1) 対象事業の目的

一般国道474号三遠南信自動車道は、長野県飯田市山本から静岡県浜松市北区引佐町に至る延長約100kmの高規格幹線道路です。中央道、新東名と連絡し、地域間の連携強化、三河、遠州、南信州地域の秩序ある開発、発展に大きく寄与する重要な路線です。

三遠南信自動車道の整備により、沿線地域間の所要時間が短縮され、地域の産業及び観光だけでなく、生活の利便性向上や伝統芸能・文化といった多様な分野での交流を支援し、市街地の第三次救急医療施設までの所要時間を短縮する等、医療サービスの向上や救急医療への迅速な対応にも寄与します。また、災害発生時の新たな緊急輸送路が確保でき、災害に強い道路ネットワークの構築に寄与します。

本事業は、静岡県浜松市天竜区水窪町から佐久間町（道路延長約14.0km）について整備を行うものです。



図1.1-1 三遠南信自動車道と対象道路の位置

変更後

第1章 対象事業の概要

1. 対象事業者の氏名及び住所

氏名：国土交通省 中部地方整備局長 堀口 治
住所：愛知県 名古屋市中区 三の丸2丁目5番1号

変更事由、変更の理由

※人事異動により局長名変更

2. 対象事業の名称

一般国道474号 三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

3. 対象事業の目的及び内容

(1) 対象事業の目的

一般国道474号三遠南信自動車道は、長野県飯田市山本から静岡県浜松市北区引佐町に至る延長約100kmの高規格幹線道路です。中央道、新東名と連絡し、地域間の連携強化、三河、遠州、南信州地域の秩序ある開発、発展に大きく寄与する重要な路線です。

三遠南信自動車道の整備により、沿線地域間の所要時間が短縮され、地域の産業及び観光だけでなく、生活の利便性向上や伝統芸能・文化といった多様な分野での交流を支援し、市街地の第三次救急医療施設までの所要時間を短縮する等、医療サービスの向上や救急医療への迅速な対応にも寄与します。また、災害発生時の新たな緊急輸送路が確保でき、災害に強い道路ネットワークの構築に寄与します。

本事業は、静岡県浜松市天竜区水窪町から佐久間町（道路延長約14.0km）について整備を行うものです。



図1.1-1 三遠南信自動車道と対象道路の位置

変更前

(2) 対象事業の内容

1) 対象事業の種類

高規格幹線道路の新設

2) 対象事業実施区域

対象事業実施区域（以下、「実施区域」とします。）とは、当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲であり、工事のために新たに設置される工事施工ヤード及び工事用道路等を含む範囲のことをいいます。実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、実施区域から概ね片側3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」を参考に設定した。）を含む範囲を「調査区域」とします。

図1.1-2、図1.1-3に実施区域及び調査区域の位置を示します。

また、実施区域が通過、又は近接する行政単位を「調査対象地域」とし、本事業による関係地域の範囲とします。統計等行政単位で地域の概要を述べる事項については、調査対象地域を対象として記載します。表1.1-1及び図1.1-2に調査対象地域を示します。

表1.1-1 実施区域が通過する行政単位（調査対象地域）

県名	市町名
静岡県	浜松市（天竜区水窪町、佐久間町）

3) 対象事業の規模

道路延長：約14.4km

4) 車線数：2車線

5) 設計速度：時速80km

6) 道路の区間：

起点：浜松市天竜区水窪町
終点：浜松市天竜区佐久間町

7) 道路の構造規格：第1種第3級（自動車専用道路）

8) 計画交通量：8,100台/日（平成42年推計）

注）計画交通量は現段階の推計値であり、今後の見直しにより修正する可能性があります。

変更後

(2) 対象事業の内容

1) 対象事業の種類

高規格幹線道路の新設

2) 対象事業実施区域

対象事業実施区域（以下、「実施区域」とします。）とは、当該事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲であり、工事のために新たに設置される工事施工ヤード及び工事用道路等を含む範囲のことをいいます。実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、実施区域から概ね片側3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」を参考に設定した。）を含む範囲を「調査区域」とします。

図1.1-2、図1.1-3に実施区域及び調査区域の位置を示します。

また、実施区域が通過、又は近接する行政単位を「調査対象地域」とし、本事業による関係地域の範囲とします。統計等行政単位で地域の概要を述べる事項については、調査対象地域を対象として記載します。表1.1-1及び図1.1-2に調査対象地域を示します。

表1.1-1 実施区域が通過する行政単位（調査対象地域）

県名	市町名
静岡県	浜松市（天竜区水窪町、佐久間町）

3) 対象事業の規模

道路延長：約14.0km

4) 車線数：2車線

5) 設計速度：時速80km

6) 道路の区間：

起点：浜松市天竜区水窪町
終点：浜松市天竜区佐久間町

7) 道路の構造規格：第1種第3級（自動車専用道路）

8) 計画交通量：7,300台/日（平成42年推計）

注）計画交通量は現段階の推計値であり、今後の見直しにより修正する可能性があります。

変更事由、変更の理由

※事業計画が進捗したため、計画交通量を変更

変更前

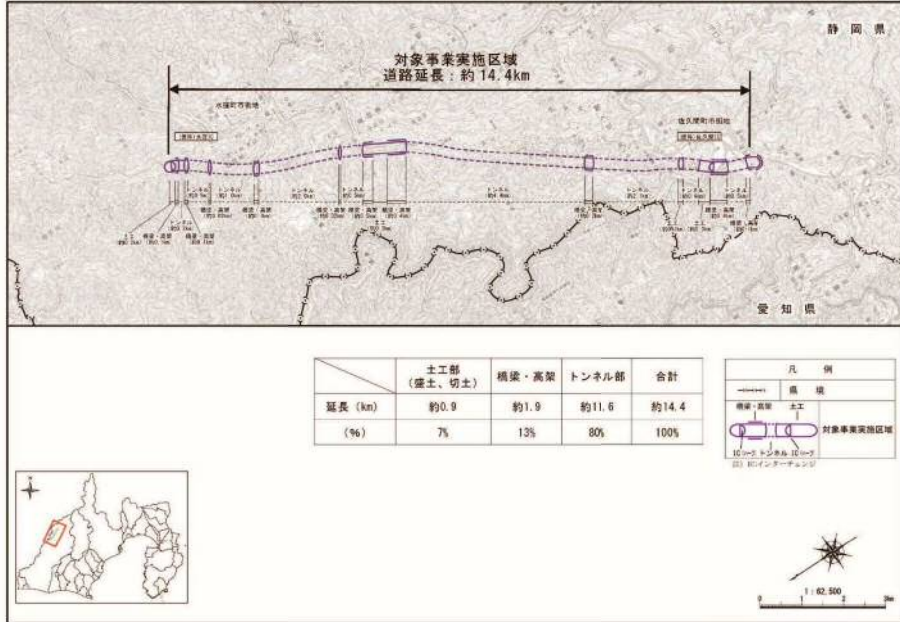


図1.1-3 対象事業実施区域と調査区域

変更後

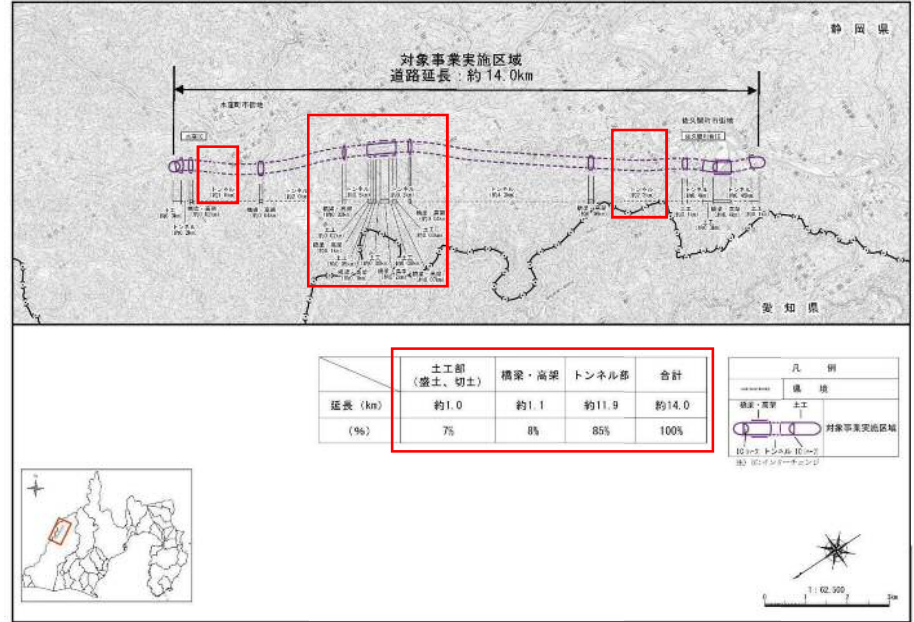


図1.1-3 対象事業実施区域と調査区域

変更事由、変更の理由

※事業計画の変更により、道路構造及び道路構造別の延長を変更

変更前

10) 主な連絡位置

表 1.1-2 主な連絡位置

名称(仮称)	連絡位置	連絡予定施設
水窪インターチェンジ	浜松市天竜区水窪町	一般国道 152 号
佐久間インターチェンジ	浜松市天竜区佐久間町	三遠南信自動車道 佐久間道路 主要地方道飯田富山佐久間線

(3) その他の対象事業の内容

1) その他の道路構造及び付属施設の有無

表 1.1-3 その他の道路構造及び付属施設の有無

施設の構造	有無	概要
休憩所 (SA,PA)	無	—
道路照明	有	トンネル内、トンネル坑口、橋梁等
残土処理場	有	トンネルの掘削残土については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、公共事業間の再利用を計画します。
消雪用揚水施設	無	—
トンネル換気塔	無	—
工事用道路 工事施工ヤード	有	工事施工ヤード及び工事用道路は、計画路線を極力利用する計画としますが、工事用道路について困難な場合には既存道路を利用する計画も検討します。

注) 現段階の予定であり、今後の見直しによって修正する可能性があります。

2) 工事計画その他の事業計画の内容

① 概要

対象事業で予定している工事区分は、図 1.1-3 に示すとおりであり、土工(盛土、切土)、橋梁・高架、トンネルを予定しています。

各工事区分の延長を、表 1.1-4 に示します。

表 1.1-4 工事区分別の総延長

工事区分	総延長
土工(盛土、切土)	約0.9km (7%)
橋梁・高架	約1.9km (13%)
トンネル	約11.6km (80%)
合計	約14.4km (100%)

変更後

10) 主な連絡位置

表 1.1-2 主な連絡位置

名称	連絡位置	連絡予定施設
水窪インターチェンジ (仮称)	浜松市天竜区水窪町	一般国道 152 号
佐久間川合インターチェンジ	浜松市天竜区佐久間町	三遠南信自動車道 佐久間道路 主要地方道飯田富山佐久間線

(3) その他の対象事業の内容

1) その他の道路構造及び付属施設の有無

表 1.1-3 その他の道路構造及び付属施設の有無

施設の構造	有無	概要
休憩所 (SA,PA)	無	—
道路照明	有	トンネル内、トンネル坑口、橋梁等
残土処理場	有	トンネルの掘削残土については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、公共事業間の再利用を計画します。
消雪用揚水施設	無	—
トンネル換気塔	無	—
工事用道路 工事施工ヤード	有	工事施工ヤード及び工事用道路は、計画路線を極力利用する計画としますが、工事用道路については既存道路を利用する計画も検討します。

注) 現段階の予定であり、今後の見直しによって修正する可能性があります。

2) 工事計画その他の事業計画の内容

① 概要

対象事業で予定している工事区分は、図 1.1-3 に示すとおりであり、土工(盛土、切土)、橋梁・高架、トンネルを予定しています。

各工事区分の延長を、表 1.1-4 に示します。

表 1.1-4 工事区分別の総延長

工事区分	総延長
土工(盛土、切土)	約1.0km (7%)
橋梁・高架	約1.1km (8%)
トンネル	約11.9km (85%)
合計	約14.0km (100%)

変更事由、変更の理由

※事業計画の変更により、道路構造別の延長を変更

■事業内容の変更によって生じる環境影響の程度

№.	評価書 該当頁	事業内容の変 更に係る項目	環境影響の程度の変化
1	1-3	道路延長 約 14.4km →約 14.0km	<ul style="list-style-type: none"> ・道路延長の変更は、変更前の実施区域の範囲内であり、かつ変更前の道路延長の 3%程度の減少であることから、環境影響の程度は総じて小さくなると考える。
2	1-3	計画交通量 8,100台/日 →7,300台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画交通量の減少により、自動車の走行に係る大気質、騒音、低周波音及び振動の環境影響の程度は小さくなると考える。
3	1-5, 1-7	工事区分別の 延長	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区分毎の延長はそれぞれ増減するが、各々の変更延長は僅かであり、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <水質> <ul style="list-style-type: none"> ・土工部の改変面積は増加するが、工事排水は沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に排水することから、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <地下水、河川> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル部の延長が増加することに伴い、湧水量や河川流量の減少量は増加すると考えられるが、計画路線が通過する流域内の取水施設は現在利用されておらず、触れ合い拠点である淵の水位低下も僅かであると考えるため、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <地形地質> <ul style="list-style-type: none"> ・中央構造線を改変する延長に殆ど変化はないため、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <動物、植物、生態系> <ul style="list-style-type: none"> ・土工部の改変面積は増加するが、土工部の殆どが自然度の低いスギ植林であり、注目すべき動植物の生息・生育地点に対する新たな影響の発生が想定される地点はないため、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <景観> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の新たな改変は発生しないこと、計画路線の明かり部の位置が概ね同様であり主要な展望景観についてもわずかに眺望される程度であることから、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <文化財> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな改変は発生せず、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <人と自然との触れ合いの活動の場> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の場に対する新たな改変は発生せず、利用性の変化はなく、快適性に係る眺望の変化は僅かなため、環境影響の程度の変化は軽微と考える。 <廃棄物> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル部の延長が増加することに伴い、発生する建設副産物も増加すると予想されるが、法令に準拠して再利用に努めるとともに、適正に処理するため、環境影響の程度の変化は軽微と考える。